

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>第2章 年俸制特定教員 (職務内容)</p> <p>第3条 年俸制特定教員は、特定のプログラム、プロジェクト等に係る教育研究に従事する。 (俸給)</p> <p>第4条 年俸制特定教員の俸給月額、別表第2に掲げる額とする。 2 前項の額については、雇用される者の経験及び能力に応じて決定するものとする。 (契約期間)</p> <p>第5条 年俸制特定教員の契約期間は、五の事業年度以内とする。 2 契約期間は、これを更新しない。ただし、外部資金（寄附金（寄附講座及び寄附研究部門に係るものを除く。）及び間接経費を除く。以下同じ。）又は特別経費により雇用する場合には、当該プログラム、プロジェクト等の継続する期間を限度として、これを更新することができる。 3 前項ただし書の規定により更新された契約期間の満了後に労働契約を更新しない場合には、契約期間満了日の30日前までにその旨を通知する。ただし、契約期間満了後に更新しないことをあらかじめ通知している場合は、この限りでない。 4 前項の場合において、年俸制特定教員が更新しない理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付するものとする。 (名称)</p> <p>第6条 年俸制特定教員について、総長の定めるところにより、必要に応じて当該資金、プログラム、プロジェクト等の名称を職名に付記することができる。 (他の規則の準用)</p> <p>第7条 この章に定めるもののほか、年俸制特定教員の就業に関する事項については、就業規則（第23条及び第64条を除く。）の規定を準用する。ただし、同規則第2条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教員就業特例規則（平成16年達示第71号。以下「教員就業特例規則」という。）第6条の規定並びに就業規則第31条の規定により年俸制特定教員に準用する給与に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。）第5条から第8条まで、第11条から第22条まで及び第27条から第35条までの規定は、この限りでない。</p>	<p>第2章 年俸制特定教員 (職務内容)</p> <p>第3条 (俸給)</p> <p>第4条 (契約期間)</p> <p>第5条 (名称)</p> <p>第6条 (他の規則の準用)</p> <p>第7条</p> <p>(同左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(中 略) (準用) 第 1 3 条 第 4 条、第 5 条第 1 項及び第 2 項本文並びに第 7 条の規定は、特定外国語担当教員に準用する。 (中 略) (準用) 第 1 6 条 第 5 条第 1 項及び第 2 項本文並びに第 7 条の規定は、特定病院助教に準用する。 (後 略)</p>	<p><u>2</u> 前項本文の規定にかかわらず、就業規則第 2 2 条第 1 項第 1 号の規定は、博士課程教育リーディングプログラム（「京都大学大学院思修館」プログラムに限る。）により雇用する場合には、これを準用しない。</p> <p>(準用) 第 1 3 条 第 4 条、第 5 条第 1 項及び第 2 項本文並びに第 7 条第 1 項の規定は、特定外国語担当教員に準用する。 (中 略) (準用) 第 1 6 条 第 5 条第 1 項及び第 2 項本文並びに第 7 条第 1 項の規定は、特定病院助教に準用する。</p> <p>附 則 この規則は、平成 2 4 年 5 月 2 9 日から施行する。</p>